

斑鳩町ボランティア基金設置規程

(目的)

第1条 斑鳩町における福祉活動にかかわる地域住民、民間団体の自主的で継続的なボランティア活動を育成、助長すること及びボランティア・ノーマライゼーションの精神に則り、高齢者や障害者等社会弱者の日常生活を支援することを目的として社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）に「斑鳩町ボランティア基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、ボランティア活動に資するために寄与される金額及び会長が理事会にはかり、必要と認められた額とする。

(基金の管理)

第3条 この基金は、銀行預金、その他最も安全かつ確実有利な方法で管理するものとする。

(運用)

第4条 この基金の運用から生じる運用益は、本会が行なうボランティア事業及びボランティア団体の活動・育成・振興並びに基金の運用事務に要する経費に充てる。

(助成の対象)

第5条 基金の運用益をもって助成する事業等は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動推進のための広報啓発と学習
- (2) ボランティア活動のための機器、機材の整備及び材料の調達
- (3) ボランティアグループによる開発的、モデル的活動の研修、調査
- (4) ボランティア活動の基盤づくりのための福祉教育
- (5) 基金造成のための啓発

2 助成金の交付等に必要な事項は、別に定める。

(積立金の取崩し)

第6条 基金は本規程の目的の財源に充てる場合に限り、基金の一部を取り崩すことができる。

2 基金の一部を取り崩す場合には、理事会及び評議員会の議決を経るものとする。

付 則

この規程は、平成 2 年 6 月 2 5 日より施行する。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則

この規程は、平成 1 5 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 1 8 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 2 0 年 6 月 1 日から施行、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、平成 2 9 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。